

香美町農業委員会総会(第12回)議事録

- 1 開催日時 令和5年3月24日(金) 14:30～15:15
- 2 開催場所 香美町役場 3階 大会議室
- 3 出席農業委員(12人)
 - 会長 1番 古川 功兒
 - 会長職務代理者 2番 中村 成一
 - 委員 3番 岡田 久志
 - 5番 井村 壽之
 - 6番 文堂 福一
 - 7番 米田 和弘
 - 8番 門垣 日出男
 - 9番 中村 彰男
 - 10番 山本 薫
 - 11番 田中 一馬
 - 13番 橋本 幸長
 - 14番 前田 精一
- 4 欠席農業委員(2人)
 - 4番 西村 功
 - 12番 吉川 正人
- 5 出席農地利用最適化推進委員(8人)
 - 代表 1番 中川 君雄
 - 2番 高田 勝
 - 3番 青山 政行
 - 4番 原 君枝
 - 5番 小林 隆夫
 - 7番 田野 豊博
 - 副代表 8番 東垣 泰彦
 - 10番 本上 純也
- 6 欠席農地利用最適化推進委員(1人)
 - 9番 毛戸 良久
- 7 議事日程
 - 第1 会期の決定 3月24日 1日間
 - 第2 議事録署名委員の指名
 - 第3 報告 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
 - 第4 議案第39号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について
 - 第5 議案第40号 農地法第3条第2項第5号括弧書きに定める別段の面積(下限面積)の指定告示の廃止について
 - 第6 議案第41号 農用地利用集積計画の決定について
 - 第7 議案第42号 農地法第52条に基づく農地の賃借料情報の提供について
- 8 農業委員会事務局職員
 - 事務局長 福島 功
 - 事務局次長 榎 秀俊
 - 書記 寺川 公人
- 9 会議の概要
 - 議長 日程第1 会期の決定を議題とします。お諮りします。会期は本日1日としてよろしいか。
(異議なし)
 - 議長 異議なしの声がありますので、会期は本日1日とします。
 - 議長 日程第2 議事録署名委員の指名をします。
本日の議事録署名委員は13番「橋本幸長委員」と14番「前田精一委員」にお願いしたいと思います
が、ご異議ございませんか。
(異議なし)

議 長	異議なしの声がありますので、13番「橋本幸長委員」と14番「前田精一委員」よろしく願います。
議 長	日程第3 報告に入ります。 報告事項1番として、農地法第3条の3第1項の規定による届出を1件受け付けていますので、事務局に届出内容を朗読させます。
事務局	①届出者、②権利を取得した者の氏名等、③土地の表示等、④権利を取得した日、⑤権利を取得した事由、⑥農業委員会によるあっせん等の希望の順に朗読する。
議 長	事務局の朗読が終わりましたが、ご質問やご意見等はございませんか。 (質問・意見等なし)
議 長	ないようですので、届出を受理することとします。
議 長	日程第4 議案第39号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題とします。事務局に議案の朗読と3条調査の説明をさせます。
事務局	番号、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、譲受人、譲渡人、譲受理由、譲渡理由、譲受人耕作面積・耕作者数、参考資料として議案資料①1ページから5ページです。続いて、本日お配りしています議案資料②の調査書をご覧ください。以下調査書を朗読し、農地法第3条第2項の1号から7号まで確認したことを説明する。
議 長	事務局の朗読が終わりました。議案第39号の申請について、3月22日に現地調査委員であります「井村壽之委員」と担当委員であります「吉川正人委員」が現地調査をしていますので、「井村壽之委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
5番	申請地は、県立香住高等学校前の道を山陰線高架を通り南へ500mほど入ったところにあります。この辺り一面は、梨園が広がっています。譲受人と譲渡人とは親戚で、譲渡人の家は譲受人の実家になります。この実家の梨園を引き継ぐ形で所有権移転登記のための申請です。 なお、4月からは、この梨園で「香住なしの学校」の開校が控えています。
議 長	「井村壽之委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。 (質問・意見等なし)
議 長	質問や意見がないようですので、採決を取ります。議案第39号は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第39号の申請については、許可することに決定しました。
議 長	日程第5 議案第40号「農地法第3条第2号第5項括弧書きに定める別段の面積(下限面積)の指定告示の廃止について」を議題とします。事務局に議案の朗読と内容を説明させます。
事務局	議案を朗読し、農地法改正に伴い下限面積が廃止になる旨を説明する。
議 長	事務局の朗読と内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。 (質問・意見等なし)

議 長	<p>質問や意見がないようですので、採決を取ります。議案第40号は原案のとおり決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。それでは、議案第40号の原案のとおり決定しました。</p>
議 長	<p>日程第6 議案第41号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市町村は農林水産省令で定めるところにより、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならないと規定されています。それでは事務局に議案の朗読をさせます。</p>
事務局	<p>議案の朗読をする。</p>
議 長	<p>事務局の議案の朗読が終わりました。次に農用地利用集積計画の詳細について、農林水産課の担当が説明します。</p>
農林担当	<p>「香美町農用地利用集積計画一覧表」に基づき説明する。</p>
議 長	<p>担当からの説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんでしょうか。</p> <p>(質問・意見等なし)</p>
議 長	<p>質問や意見等がないようですので、これより採決を取ります。議案第41号は原案のとおり決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。それでは、議案第41号は原案のとおり決定しました。</p>
議 長	<p>日程第7 議案第42号「農地法第52条に基づく農地の賃借料情報の提供について」を議題とします。農地法第52条において、農業委員会は農地の賃借料の情報提供をすることが定められています。それでは事務局に議案の朗読と内容の説明をさせます。</p>
事務局	<p>議案の朗読。続きまして、説明に入らせていただきます。令和4年1月から12月までに経営基盤強化促進法の利用権設定で契約したものを集計したものです。契約の中で、玄米で物納している場合は、市場相場を農協で確認し、全区とも30kgあたり6,100円で取引されているとのことなので、その金額を計上しています。これらを平均したものが、香美町賃借料情報となり、情報提供したいと思います。</p>
議 長	<p>事務局の議案の朗読と内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見等はございませんか。</p> <p>(質問・意見等なし)</p>
議 長	<p>質問や意見等がないようですので、採決を取ります。議案第42号は原案のとおり決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。それでは、議案第42号は原案のとおり決定しました。</p>

議 長 | 以上で、審議について終わります。

議事録署名委員

㊟

㊟